

情報通信審議会 情報通信技術分科会

IP ネットワーク設備委員会 技術検討作業班（第 20 回）議事録抄（案）

1 日 時

平成 21 年 4 月 24 日（金）14 時 00 分 ～ 16 時 30 分

2 場 所

総務省 1 階 共用会議室 4

3 出席者（敬称略）

構成員

富永昌彦（主任）、赤木篤志（代理：今井弘）、粟野友文、伊田吉宏、伊藤秀俊、入部真一、小澤廣、中西廉、鬼丸文夫、加藤義文、木原賢一、木村孝（代理：小畑至弘）、千村保文、寺田昭彦、富樫浩行、長尾嘉則、林克哉、松本隆、松本檀、森川誠一、柳原正樹、山口五十三、吉井裕重、吉田光男、綿貫大輔

事務局

田原電気通信技術システム課長、菅田同課課長補佐、荒木同課係長、沼田通信規格課課長補佐

4 議 事

(1) IP ネットワーク設備委員会への報告書骨子（案）

① IP 電話端末等の技術的条件（案）

事務局より、資料作 20-1 に基づき、IP 電話端末等の技術的条件（案）について説明があり、以下の質疑応答があった。

○ CATV 特有のモデム、プロトコル等についても記述を追加していただきたい。

→ 報告書での明示を希望されるのであれば対応する。

○ 「～ことが適当である」、「～について引き続き検討すべきではないか」といった表現については、議論の成熟度を示したものと理解してよいか。

→ 前者はその必要性について十分議論されたものとして、技術的条件案を提示する。後者については、今後の検討課題とし、技術的条件案を提示しない。

○ 緊急通報に係る機能については、端末側に特別な機能の具備を要求するものなのか。

→ 110 番等の発信により緊急通報受理機関に架電できるという基本的な機能を技術的条件とする。ルータ等の通話機能が無いものについては対象外。

○ 無効呼抑止機能とはネットワーク側からの信号を受けた端末機器が利用者に知らせることか。

→ IP ネットワーク上では、ふくそう時にトーキー等により端末へ情報を届けることは困難である。そのため、端末がネットワークがふくそう中であることを利用者に何らかの方

- 法で伝える必要がある。具体的手段（音声、ランプ等）についてはここでは規定しない。
- アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力について、アナログ電話用設備との接続点とは、どこにあたるのか。
 - デジタルからアナログ信号に変換する場合においての、アナログ電話用設備との分界点という意味である。
 - 電磁的表示について、梱包物や説明書での表示という考え方の趣旨について説明いただきたい。
 - ディスプレイの故障により表示を確認していないにもかかわらず、ネットワークに接続してしまうことを防ぐため、現状案では梱包物や説明書での表示としている。他に確認できるような仕組みがあれば、ご提案いただいた上で検討したい。
 - ヨーロッパでは、Web 上での表示などが行われている。
 - 表示マークは、原則として認定を受けたものに貼付することとなっている。
 - ソフトウェア認証について、どのような流れになっているのか
 - ソフトフォンが予めインストールされていない端末機器の場合、ソフトウェアをダウンロードした時点で、正常に動作することを確認することとなる。
 - 認定の対象となるケースが膨大になり、現実的ではないのではないか。
 - ソフトフォンが他のアプリケーションと同時に稼働している場合などを考えた場合、IP 電話端末と同等の基準を満たすことができない場合がある。
 - ソフトウェア認証については、別途検討させていただき、次回の技術検討作業班までに、何らかの結論を出したい。
 - 今回提示された技術的条件案は、050 IP 電話も対象になるのか。
 - 050 IP 電話サービスのみを用いることができる端末機器ならば適用対象外だが、0AB-J IP 電話サービスにも利用可能な端末機器は適用対象となる。

② 過電圧耐力／安全性の技術的条件（案）

事務局より、資料作 20-2 に基づき、過電圧耐力／安全性の技術的条件（案）について説明があり、以下の質疑応答があった。

- 端末設備の過電圧耐力について、携帯電話のように、通信線と直接接続しない端末は除外されるのか。
 - そのように認識している。
- 電気通信回線設備の雷害対策について、光ファイバ回線の設備については除外されるのか。
 - そのように認識している。
- 古い建物は分離接地系をとっており、対応が難しいものもある。既存の設備については、除外とすることはできないか。
 - 局の設備すべてにアレスタ等を設置することは難しく、通信ビルでの対処については、建物の共通接地化が望ましい。しかし、数年で対処できるかについては疑問。
- 他社の建築物に設備を接地する場合にも適用されるのか。
 - そのように認識している。
- 端末設備の過電圧耐力について、過去に認定を受けた端末設備については対象外となるのか。
 - そのように認識している。

- 事業用電気通信回線設備の利用者とは、一般利用者を指すのか、保守者も含むのか。
 - 機器の修理等を行う作業員や保守者を対象とすることは不合理であるため除くが、通常の操作等を行う者は対象内とする。
- 安全性について、発火対策と防火対策など、既存の規定と重複するものについては、除外されるのか。
 - 重複は無いようにする。例えば、防火対策については、火災が発生した後の対処について規定したもので、ここでの発火対策は機器から火災が発生しないための措置を規定するものなので重複はしていない。
- 海外での認定の際に用いた試験データを国内での認定にも用いることは可能か。
 - 総務省では試験データについて規制を行っていない。そのため登録認定機関が受け入れられるデータであれば問題無い。
- 資料において、【参考】というのはどういう意味か。
 - 必要に応じて、数値等について告示等に記載するものである。

(2) その他

事務局より、次回作業班の日程については別途調整する予定であり、それまでに本日の議論を踏まえて作業班報告案を検討する旨説明があった。

【資料番号】

【配付資料】

資料作 20-1	I Pネットワーク設備委員会 技術検討作業班報告骨子（案） I P電話端末設備の技術的条件（案）
資料作 20-2	I Pネットワーク設備委員会 技術検討作業班報告骨子（案） 過電圧耐力／安全性の技術的条件（案）
参考資料 20-1	I Pネットワーク設備委員会 技術検討作業班（第19回）議事録抄（案）
参考資料 20-2	検討スケジュール（案）